

単式蒸留焼酎に係る差額課税申告書作成時の留意点について

令和6年5月15日から、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(以下、「沖特法」という)による単式蒸留焼酎の酒税の軽減税率が段階的に変更され、前年度の県内課税移出数量に応じた税率が適用されています。(下表のとおり)

酒類製造場から出荷された沖特法適用酒類(注)について差額課税の申告を行うときは、出荷時に適用を受けたそれぞれの軽減税率を用いて税額計算を行い申告することになりますので、差額課税申告書の作成に当たり以下の事項にご留意願います。

(注) 復帰前から製造免許を受けていた酒類製造場で製造した酒類は、沖特法により酒税が軽減されています。

※単式蒸留焼酎以外の酒類の軽減税率(本則税額の85%)は、令和8年10月1日に廃止されます。

◎ **沖特法による単式蒸留焼酎の軽減税率は、令和8年5月15日から、下表の赤枠部分の税率に変更となりますので、ご注意ください。**

なお、この軽減税率は、令和11年5月の変更を経て、令和14年5月15日に廃止されます。

単式蒸留焼酎(泡盛等)の酒類の軽減税率 (※アルコール分45度超の泡盛は除く)

前年度の県内 課税移出数量 適用期間	1,300 KL 超	200 KL 超～ 1,300 KL 以下	200 KL 以下
	～令和6年5月14日	本則税額の65%の課税(▲35%)	
令和6年5月15日～ (2024年5月15日～)	本則税額の75% の課税(▲25%)	本則税額の70% の課税(▲30%)	本則税額の65% の課税(▲35%)
令和8年5月15日～ (2026年5月15日～)	本則税額の85% の課税(▲15%)	本則税額の80% の課税(▲20%)	
令和11年5月15日～ (2029年5月15日～)	本則税額の95% の課税(▲5%)	本則税額の90% の課税(▲10%)	
令和14年5月15日～ (2032年5月15日～)	廃止		

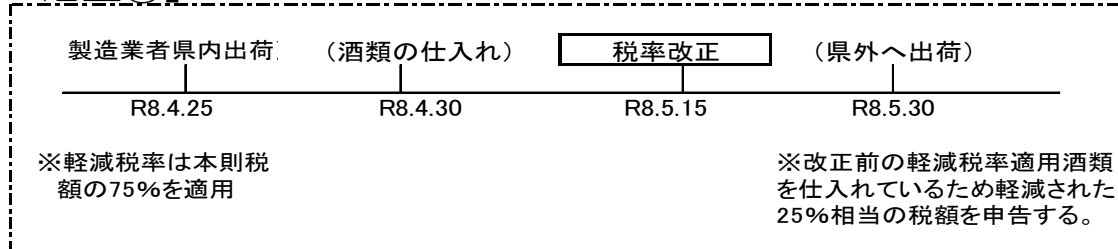
※ 単式蒸留焼酎の「前年度県内課税移出数量」(若しくは、適用される軽減税率)は各酒類製造場にご確認ください。

(具体例は裏面へ)

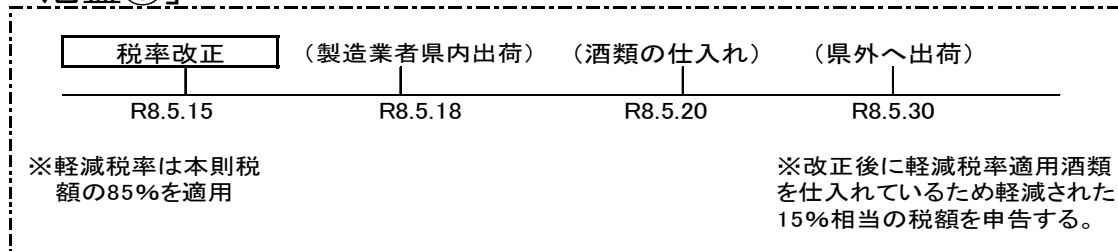
【差額課税申告書の計算例】

例えば前年度県内課税移出数量1,300KL超の酒類製造業者が、税率改正前の令和8年5月14日以前に出荷した「泡盛⑩」と税率改正後の令和8年5月15日以降に出荷した「泡盛⑪」を、酒類販売業者が令和8年5月30日に県外に移出した場合の差額課税申告は、「泡盛⑩」が本則税額の75%、「泡盛⑪」が本則税額の85%を適用されていますので、それぞれ本則税額100%との差額を計算して申告することになります(出荷時の軽減税率で差額の計算を行います)。

「泡盛⑩」



「泡盛⑪」



記載例

【差額課税申告書の記載例】※租税特別措置法第87条の軽減税率の適用はないものとしています。

単式蒸留焼酎の行には、「④」欄で乗じた軽減税率を「その他の区分」欄に記入し、軽減税率ごとに行を分けて記入します。

④既納付税額は、③税額に「その他の区分」に記載した軽減税率をかけて算出します。

泡 盛 ⑩ : 3,715 円 × 75% = 2,786 円
 泡 盛 ⑪ : 3,715 円 × 85% = 3,157 円

酒類の品目別	アルコール分別	その他の区分	①課税標準数量	②税率	③税額(①×②)	④既納付税額	⑤差引税額(③-④)	摘要
泡盛(⑩)	43	75%	8,640	0.43	3,715	2,786	929	
泡盛(⑪)	43	85%	8,640	0.43	3,715	3,157	558	
合計			17,280		7,430	5,943	1,487	

※ 復帰前から製造免許を受けていた酒類製造場以外の製造場で製造された酒類については、**差額課税申告の対象とはなりません**。沖特法適用酒類のみ、差額課税申告の対象となりますのでご注意ください。

その他、差額課税申告については、国税庁ホームページにも掲載されていますのでご確認ください。

(ホーム→ 国税庁等について→ 組織(国税局・税務署等)→ 沖縄国税事務所→ お酒に関する情報→ 酒税の差額課税申告について)

詳しい手続き等については、那覇税務署 酒類指導官にお尋ねください。

098-867-3101 (内線307・310・311)

※ 自動音声の流れます。ダイヤル「2」を選択し、電話交換手に「内線307、310、311」のいずれかの番号をお伝えください。

